

「第6期久留米市障害福祉計画及び第2期久留米市障害児福祉計画（素案）」
に対する意見募集（パブリック・コメント）の結果について

令和3年2月1日（月）から令和3年3月2日（火）までの期間で実施しました、「第6期久留米市障害福祉計画・第2期久留米市障害児福祉計画（素案）」に係るパブリック・コメントにつきまして、その結果及び意見に対する回答がまとまりましたので、ご報告いたします。

なお、意見の内容につきましては、原文を一部要約しております。

1. 意見提出 38件（個人2名・1団体）

2. 提出方法

| 方法 | 人数・団体数 | 意見の件数 |
|----------|--------|-------|
| 持参 | 1名 | 1件 |
| メール・電子申請 | 1名・1団体 | 37件 |
| 計 | 2名・1団体 | 38件 |

3. 意見の内訳

| 区分 | 意見の件数 |
|--------------------|-------|
| 第1部 計画の策定にあたって | 2件 |
| 第2部 令和5年度に向けた目標の設定 | |
| 第1章 成果目標 | 15件 |
| 第2章 活動指標 | 11件 |
| 第3部 計画の進行管理 | 1件 |
| 資料編 | 5件 |
| その他 | 4件 |
| 計 | 38件 |

4. 意見の概要とそれに対する市の考え方

別紙のとおり

「第6期久留米市障害福祉計画・第2期久留米市障害児福祉計画（素案）」に対する意見及び意見に対する市の考え方

別 紙

第1部 計画の策定にあたって

| No. | 区分 | 部 | 章 | ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----|---|---|-----|---|---|
| 1 | 団体 | 1 | 一 | 1 | <p>◆計画の位置づけ 「その他の関連計画」にまとめず、「久留米市男女共同参画行動計画」を明記すること。 【理由】障害のある女性は障害者・障害児というだけでなく、性暴力の被害に遭いややすいなど女性としての二重の差別を受けている。家庭・地域等において男女平等な社会づくりを目指すことで障害のある女性の問題解決を図ることが大切だと考える。</p> | ご意見を踏まえ、「久留米市男女共同参画行動計画」を記載します。 |
| 2 | 団体 | 1 | 一 | 2 | <p>◆計画期間 「障害者計画」と「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の関連について説明を加えること 【理由】今回のように「障害者計画」と「障害福祉計画」等の改定時期がずれる場合、注釈でその内容の違いが記述されないと分かりにくい。</p> | <p>「障害者計画」と「障害福祉・障害児福祉計画」の関連は、P1「2. 計画の位置づけ」に記載しているとおり、「障害者計画」は基本方針（マスター・プラン）にあたるもの、「障害福祉計画・障害児福祉計画」は実施計画（アクション・プラン）的な性質のものです。また、今計画（「第6期障害福祉計画・第2期障害福祉計画」と「第3期障害者計画」の関連性を図として、P2「4. 計画期間」に記載しています。 (素案のとおり)</p> |

第2部 令和5年度に向けた目標の設定

第1章 成果目標

| No. | 区分 | 部 | 章 | ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----|---|---|-----|---|---|
| 3 | 個人 | 2 | 1 | 3 | <p>◆成果目標1 グループホームの課題として以下2点があるので、その対応を計画に盛り込むこと。 1. 大家・家主の障害者に対する理解不足・差別により、物件を借りることができないということ 2. 身体障害者の出入りできるバリアフリーが整備されたグループホームが少ないこと</p> | <p>「障害福祉計画・障害児福祉計画」は障害福祉サービスの提供体制の確保を目的とした計画です。障害の理解促進や差別解消、施設のバリアフリー等の施策は、「久留米市障害者計画」に基づいて取り組んでいます。 ご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 (素案のとおり)</p> |
| 4 | 団体 | 2 | 1 | 3 | <p>◆成果目標1 「地域生活移行者」23人の数の目標が、久留米市の障害者・児の人口数と比較して妥当なものと言えるのか根拠を示すこと。また、「在宅生活が困難な方」への「適切な施設サービスの提供」の実態を記述すること。 【理由】「前期計画において・・・目標を達成できない見込みとなっています。」と総括されているように今期も実行不可能が予想される。「国の指針に即して・・・入所者数を減少すること」というのではなく、「適切な施設サービスの提供」に努めてほしい。</p> | <p>久留米市の障害者施設入所者数は、人口当たりの全国比で2割ほど多い状況です。この現状を鑑み国が示す指針の下限を目標に設定した上で、障害者ご自身に地域で暮らしたいというお気持ちがある場合、可能な限りその意向を実現するための環境整備に取組む考えです。 (素案のとおり)</p> |

| | | | | | | |
|----|----|---|---|---|--|---|
| 5 | 団体 | 2 | 1 | 3 | <p>◆成果目標1 「・・・地域で安心して生活できる環境整備を図ります。」となっているが、「安心して生活できる環境整備」とは、どのような手立てがあるのか、事例をあげてほしい。 【理由】施設入所者が地域生活へ移行できる事は、インクルージョンの考え方から素晴らしいものだと思う。しかし、実際にはなかなか地域に理解してもらえず挫折したり、家族に負担がかかったりすることが多いと聞く。地域で生きて行くための方策として実施されていることを少し事例としてあげてほしい。</p> | <p>施設入所者の地域移行にあたっては、2つの面で環境整備が必要と考えられます。一つ目は、P3に記載しているグループホームや短期入所などの福祉サービスの確保です。2つ目に、地域における障害の理解促進をはじめ、住まいの確保、バリアフリー・防災・防犯対策の推進、社会参加の促進などが挙げられます。 障害の理解促進の具体的な事例としては、市民向けシンポジウムや出前講座の開催、啓発活動や地域交流を行う障害者地域活動支援センターの設置、総合相談窓口である基幹相談支援センターの設置などがあり、「久留米市障害者計画」の施策として取り組んでいます。 (素案のとおり)</p> |
| 6 | 個人 | 2 | 1 | 4 | <p>◆成果目標2 会議を行うことと地域包括システムの構築をつなげるロジックが説明不足であるため、詳しく説明してほしい。</p> | <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり、本文に追加記載します。 【追加】「具体的には、精神科医療機関における入院患者の地域移行等の課題を調査・分析し、住まいの確保や退院後の医療等継続支援、関係者に対する研修の実施など、必要な取り組みを検討し、優先順位をつけて実施する。」</p> |
| 7 | 団体 | 2 | 1 | 4 | <p>◆成果目標2 「精神障害者」を含めた「地域包括ケアシステム」の構想について提示すること 【理由】「地域包括ケアシステム」については、「久留米市高齢者福計画」や「くるめ支え合うプラン」などで具体化されており、それら計画と関連を図ることで「障害者・児」が地域の一員として暮らしていくのではないかと考える。</p> | <p>生きづらさを抱える方への支援には、様々な制度や機関、地域の皆様と連携、協働する必要がありますが、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」においては、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に提供される仕組みが求められています。 ご意見を踏まえて、以下の文章を追加します。 【追加】「具体的には、精神科医療機関における入院患者の地域移行等の課題を調査・分析し、住まいの確保や退院後の医療等継続支援、関係者に対する研修の実施など、必要な取り組みを検討し、優先順位をつけて実施する。」</p> |
| 8 | 個人 | 2 | 1 | 5 | <p>◆成果目標3 「地域生活支援拠点等の整備：設置済（令和2年度末）」と記載されているが、その根拠が明示されていない。設置済みなら利用実績も記載すべきである。</p> | <p>現在、地域生活支援拠点等の整備に向けて最終調整中であり、令和2年度末には設置できる予定です。 (素案のとおり)</p> |
| 9 | 団体 | 2 | 1 | 5 | <p>◆成果目標3 「活用しながら面的整備にて実施します。」の「面的整備」について具体的に記載していただきたい。 【理由】説明会で、面的整備については、緊急事態対応にならないような対応や緊急時対応になりそうな当事者の把握等について全事業所が一体的に取組むと説明された。いわゆる平時の備えと予防を全事業所で行うことが大事だということを言つてはいるが、運用状況の検証及び検討で記載されているように真摯に検証・検討を願う。</p> | <p>ご意見を踏まえて、文章を修正します。 【修正前】 障害児・者の地域生活の推進のため、拠点に求められる機能について、市内の指定障害福祉サービス事業所等と協力し、地域における様々な社会資源等を活用しながら面的整備にて実施します。 【修正後】 障害児・者の在宅生活を支援するため、拠点に求められる機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会の場、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり）を、相談支援事業所を中心とした指定障害福祉サービス事業所等との協力により確保します。</p> |
| 10 | 団体 | 2 | 1 | 6 | <p>◆成果目標4 「・・・を達成できない見込みとなっています。これは、事業所数が減少し、それに伴い・・・」下線部分をもっと詳しく説明すること。 （理由）市の「指定事業所」であるならば減少理由は把握できていると考える。また、資料のp13の「就労移行支援」事業所の35.7%が「適当・過剰」と回答していることを見ると目標設定に無理があるのではないか。</p> | <p>就労移行支援事業所の減少（廃止）理由としては、「利用者が集まらない」が多い状況ですので、P21「就労移行支援の確保のための方策」に記載しているとおり、「相談支援などを通じた利用促進」が必要と考えています。 ご意見を踏まえて、P21の「就労移行支援」に下記の文章を追加します。 【追加】 「障害者の一般就労に重要な役割を持つサービスであり、（以下同じ）」</p> |

| | | | | | | |
|----|----|---|---|----|--|---|
| 11 | 団体 | 2 | 1 | 6 | <p>◆成果目標4 「・・・職場定着を図ります。」の部分の職場定着に必要な手立てを書いてほしい。 【理由】一般就労に移行することができる望ましい。そのことが早く実現できるよう、どのようにアプローチしていくのか具体化する必要があると思う。</p> | P12に記載しているとおり、就労定着支援は「相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行う」サービスです。 (素案のとおり) |
| 12 | 個人 | 2 | 1 | 7 | <p>◆成果目標5 重症心身障害児の社会参加の可能性を広げる施策展開を希望する。</p> | ご意見は、今後の課題検討の参考とさせていただきます。 (素案のとおり) |
| 13 | 団体 | 2 | 1 | 7 | <p>◆成果目標5 久留米市にある放課後等デイサービス事業所の数を明記し、主に重症心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所にその指導を委託すること。また、校区の学童保育所に障害児の受け入れ体制を促進すること。 【理由】資料P 11では、放課後デイサービスは380人定員であるが実際には素案P 15のように定員を上回る児童が利用している。指導内容の充実・向上を目指してほしい。また、校区の学童保育所に通う障害児を増やして、将来住み慣れた地区で暮らせるようにすることも目指すべきと考える。</p> | 久留米市重症心身障害児・者地域生活支援事業連携会議や久留米市障害者地域生活支援協議会の重心分科会において、重症心身障害児支援を行っている事業所間の情報共有や各種研修会を実施し、サービスの向上を図っています。 学童保育所における障害児の受け入れについては、活動指標の「放課後等デイサービスの確保のための方策」で追加記載します。(No. 23参照) (素案のとおり) |
| 14 | 個人 | 2 | 1 | 9 | <p>◆成果目標6 以下2点の問題の改善を希望する。 1. 相談支援事業所のマンパワーが慢性的に不足していること 2. 医療との連携構築が拙劣に見える現状があること</p> | 相談支援事業所の人材確保や関係機関との連携強化は大切だと考えています。ご意見は、今後の課題検討の参考とさせていただきます。 (素案のとおり) |
| 15 | 団体 | 2 | 1 | 9 | <p>◆成果目標6 「障害者基幹相談支援センター」や「障害者地域生活支援協議会相談分科会」の充実を図ること。 【理由】資料P 13の説明によると、サービスの過不足感で「不足」が高いのは「計画相談支援」で67.9%となっている。これから災害対策・コロナ禍・性虐待など新しい相談に応えられる体制の構築・充実が望まれる。</p> | No. 14と同じ (素案のとおり) |
| 16 | 団体 | 2 | 1 | 9 | <p>◆成果目標6 その他に、以下の下線部分を追加すること。 <u>・小・中・高生と障害者の交流や学習会、また、障害者理解にむけての地域啓発の取組</u> 【理由】グレーゾーンも含めて障害児・障害者は社会的に孤立しやすく、地域から疎外されるなど傷ついていることが少なくない。市の実態調査でも差別を感じたり、嫌な思いをしたりしたことがある人は依然として多いという報告がある。地域の中で障害者と健常者が共生しながら、障害児・障害者への理解の交流や教育を学校教育や社会教育においてもっと積極的に実施する必要がある。また、部屋を借りる時に大家から障害者には貸さないということはよく聞く。事業者が障害者への理解を訴えていることから追加をしていただきたい。</p> | 「障害福祉計画・障害児福祉計画」は障害福祉サービスの提供体制の確保を目的とした計画です。児童生徒と障害者・障害者関係施設との交流を進める福祉教育や障害者差別解消、障害の理解促進は、「久留米市障害者計画」に基づいて取り組んでいます。 ご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 (素案のとおり) |
| 17 | 個人 | 2 | 1 | 10 | <p>◆成果目標7 虐待と安全確保、不正請求については厳正に対応すべきだが、それ以外ではある程度、市は施設と協力的に関わることを希望する。質の向上については、各施設も悩んでいることから、まとまって研修会を企画することを勧めたり、協力したりしてほしい。</p> | ご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 (素案のとおり) |

第2章 活動指標

| No. | 区分 | 部 | 章 | ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----|---|---|-------|--|--|
| 18 | 団体 | 2 | 2 | 16～41 | <p>◆活動指標全般 各サービスなどの見込み数が書いてあるが、障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持の実態とかけ離れた数値となっているようだ。サービスを受ける事が困難な人がいないかをもう一度検証すること。</p> | <p>令和元年度末時点の障害者手帳所持者数（身体・療育・精神）約18千人に対し、障害福祉サービスや障害児通所支援の利用者数は約4千人と2割程度となっています。 その要因として、障害者手帳所持者のうち介護保険サービスの対象となる65歳以上の方が約50%（身体障害者手帳所持者にあっては70%）であること、また、必ずしも手帳が要件ではありませんが、自立支援医療制度（更生医療、精神通院医療）の利用者が約8千人おられ、障害特性によりサービスを必要としない場合もあること、などが考えられます。 なお、平成28年度に実施した障害者（児）実態調査では「障害福祉サービスを利用したいが利用できない」と答えた方が1.2%で、「どんなサービスがあるのか分からぬ」「人と接することができない」といった理由が挙げられていますので、基幹相談支援センターを中心にサービスや各種制度などの支援に繋げられるよう努めています。 (素案のとおり)</p> |
| 19 | 団体 | 2 | 2 | 13 | <p>◆障害児通所支援（保育所等訪問支援） 「・・・障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。<u>また、外国籍の保護者の子どもの言葉の遅れに対し専門的な支援を行います。</u>」と下線部分を追加すること。 【理由】属性や世代を問わない重層的な支援体制の整備が言われている。久留米市には4000人以上の外国人がくらしていると聞くが、その子どもたちには言葉の遅れがみられる。専門機関とつないでほしい。</p> | <p>保育所等訪問支援は、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。ご意見は、教育、保育の担当部局と情報共有いたします。 (素案のとおり)</p> |
| 20 | 個人 | 2 | 2 | 23 | <p>◆共同生活援助（グループホーム） 「利用者の選択肢を広げるためにも、既存の事業所に加え、多様な形態のグループホームを整備していきます。」説明が不足しており、具体的な文言を追加すること。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、以下の下線部とおり、本文に追加記載いたします。 【修正後】既存の事業所に加え、<u>且</u><u>中</u>サービス支援型や様々な障害特性に対応できる多様な形態のグループホームを整備</p> |
| 21 | 団体 | 2 | 2 | 23 | <p>◆施設入所支援 「施設入所支援」の「確保のための方策」の「・・・入所者数の削減を進めていく必要がありますが・・・」の下線部分を削除すること。 【理由】P14で示されているように、H30年度からの3年間でも見込み量を達成できていない。障害者にとって「施設」は重要なものであり、削減を言うべきではないと考える。</p> | <p>N o. 4と同じ (素案のとおり)</p> |
| 22 | 個人 | 2 | 2 | 24 | <p>◆地域移行支援 「確保のための方策」について、もし需要を満たしているのであれば施設入所者削減の面だけではないか。精神科に長期入院している人の課題を踏まえた計画となるように修正すること。</p> | <p>サービス見込量には入所施設からの地域移行者だけでなく、精神科病院を退院する際の地域移行者も含まれています。 (素案のとおり)</p> |
| 23 | 団体 | 2 | 2 | 25 | <p>◆放課後等デイサービス 校区の学童保育所の障害児受け入れ態勢を充実し、保護者は学童保育所と放課後等デイサービスとどちらでも選べるようにしてほしい。 【理由】放課後デイサービスの資料を見ると、H30年の利用者は524人なのにR5年には849人となっている。障害児がこれほど急激に多くなるとは考えにくく事業所増による増加だと思われる。校区の学童保育所の障害児受け入れ態勢を整え、保護者が選べるようにしてほしい。</p> | <p>障害児に対する福祉サービスと教育や保育等の充実は連携して進めるべき事業と認識していますので、学童児童所の活用について、以下のとおり追加記載します。 【追加】 また、放課後等デイサービスの必要見込量の確保とともに、学童保育所で障害児や発達の遅れるある児童を受け入れるため、継続して、指導員の加配や研修の実施に取り組みます。</p> |

| | | | | | | |
|----|----|---|---|-------|---|--|
| 24 | 団体 | 2 | 2 | 25 | <p>◆放課後等デイサービス 放課後等デイサービスの「確保の方策」に「現在、市内の事業所数は・・・推移しています。事業所の指導内容把握に努め、適切な対応をとると共に一定のサービス確保に努めます。」下線部分を挿入すること。 【理由】事業所が行う指導内容の実態把握を行い、事業所の質の点検が必要であると考える。</p> | <p>「障害福祉計画・障害児福祉計画」は障害福祉サービスの提供体制の確保を目的とした計画です。障害福祉事業所の適切なサービス提供を確保するための取組みは、「久留米市障害者計画」に基づいて進めています。 ご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 (素案のとおり)</p> |
| 25 | 団体 | 2 | 2 | 28 | <p>◆地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業） 「障害者が・・・共生社会の実現を図るもので、また、災害被災、コロナ禍、性暴力被害等新しく「社会的障壁」となる課題についても研修・啓発を進めます。」と下線部分を追加すること。 【理由】災害時、コロナ禍、性暴力被害等では、弱い立場の障害者・児はより困難な状況なので、新しい課題の啓発活動に取り組んでほしい。</p> | <p>ご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 (素案のとおり)</p> |
| 26 | 団体 | 2 | 2 | 29 | <p>◆日常生活用具給付等事業（情報・意思疎通支援用具） 「点字器、人工喉頭、パソコン・iPadなどその他の障害者等の情報収集・・・」と下線部分を追加すること。 【理由】場面緘默症や自閉的傾向の人など音声でコミュニケーションが難しい人も文字でのやりとりは可能な障害者はいると考える。</p> | <p>日常生活用具給付等事業は国告示に基づいて実施しており、パソコン等は一般に広く普及している機器として給付対象としておりません。 (素案のとおり)</p> |
| 27 | 団体 | 2 | 2 | 31 | <p>◆前期計画期間中の実績（障害児等療育支援事業） 「R1年の実績」では3箇所になっているのに「R2年の見込み」では1箇所になっている。「実績見込」が3であるので、「見込」も3箇所が適当である。 【理由】「療育支援事業所」が3箇所に増えたのであれば、3箇所とも指定してほしい。P39では維持するとなっているため、そろえて欲しい。</p> | <p>P31の「R2年度見込」は、「前期計画」を策定したH29年度時点の見込ですので、その後に実績が増減した場合も変更はしていません。 なお、療育支援事業は指定制度ではなく業務委託により実施しており、現3カ所委託を継続する意味で「維持」と記載しています。 (素案のとおり)</p> |
| 28 | 個人 | 2 | 2 | 32～33 | <p>◆基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 実績が分かりにくいので、効果を評価するために複数の指標での数値化を行ってほしい</p> | <p>ご意見は、今後の課題検討の参考とさせていただきます。 (素案のとおり)</p> |

第3部 計画の進行管理

| No. | 区分 | 部 | 章 | ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----|---|---|-----|--|---|
| 29 | 団体 | 3 | 一 | 42 | <p>◆計画の進行管理 今回は「福祉計画」の改訂だったので「学校での取り組み」や「虐待・性被害」など言及がなかったが、R5年の「障害者計画」を含めた改訂では、重要なことなので言及してほしい</p> | <p>ご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 (素案のとおり)</p> |

資料編

| No. | 区分 | 部 | 章 | ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----|-----|---|-----|--|---|
| 30 | 団体 | 資料編 | 一 | 3 | <p>障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳の総数だけでは見てこないので、学齢・成人・高齢者別等の数値をあげてほしい。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、各種障害者手帳（身体・療育・精神）の令和元年度末における「18歳未満」「18歳～64歳」「65歳以上」ごとの所持者数を追加記載します。</p> |
| 31 | 団体 | 資料編 | 一 | 7 | <p>◆精神障害者の状況 「手帳保持者」については、級ごとの「男女別」を記述すること。 【理由】精神障害者は後天的に罹患することが多いので、男女別にその理由を考える必要がある。</p> | <p>「久留米市障害者計画」策定時に「障害者（児）実態調査」を実施していますので、ご意見は、次期計画策定の参考とさせていただきます。 (素案のとおり)</p> |

| | | | | | | |
|----|----|-----|---|----|--|---|
| 32 | 団体 | 資料編 | — | 8 | <p>◆精神障害者の状況 「自立支援医療受給者数」と「手帳保持者数」の乖離の理由を明記すること。 【理由】できるだけ「医療受給者」に「手帳」の取得を勧める必要があるのではないかと考える。</p> | <p>障害福祉分野のご相談や申請時には、必要に応じて各種制度やサービスを紹介しています。 特に手帳の申請にはご本人の意向等もあると考えられますので、今後の取組みの参考とさせていただきます。 (素案のとおり)</p> |
| 33 | 団体 | 資料編 | — | 11 | <p>◆指定障害福祉サービス事業所等の状況 地区による事業所の偏りを無くしてほしい。また、N〇5、9、24、26では、サービスを行う事業所がゼロとなっているが、設置されるよう要望する。 【理由】事業所数が地区により偏りがあり、公平性に疑問が残る。また、ゼロの事業はなくてもいいサービスではないと考えるので対処してもらいたい。</p> | <p>指定事業所の地域間の偏在は、可能な限り解消すべきと認識していますので、ご意見は、今後の課題検討の参考とさせていただきます。 また、「重度障害者等包括支援」や「医療型児童発達支援」は既存サービスを組み合わせることで代替が可能と考えています。 (素案のとおり)</p> |
| 34 | 団体 | 資料編 | — | 13 | <p>◆指定障害福祉サービス事業所実態調査結果の概要 事業所が「不足」と感じている施設の増設を望む。 【理由】事業者が実態についてはよくわかっていると思うので、当事者の意見を取り入れて、支援をきめ細やかに行っていただきたい。</p> | <p>計画相談、居宅介護や短期入所事業所など障害福祉サービス事業所の不足感が大きいサービス事業所の整備は課題と考えています。 ご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 (素案のとおり)</p> |

その他

| No. | 区分 | 部 | 章 | ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----|-----|---|-----|---|---|
| 35 | 団体 | その他 | — | — | <p>支援を受ける人と支援をする人の男女別の割合も把握して欲しい。 【理由】肢体不自由の方をはじめトイレや入浴の介助等が必要な方々にとっては、男性は男性に女性は女性に支援してもらうのが一番いいので、男女の割合も必要だと考える。</p> | <p>N〇.31と同じ (素案のとおり)</p> |
| 36 | 団体 | その他 | — | — | <p>「障害」については、「障がい」に改める自治体が増えてきている。「障がい」を使う自治体は、どうしても「個人に社会生活を営む上での差し障りがある」という考えの人が多くそれを是正したいという当事者からの声に応えたものが多いのではないかだろうか。 久留米市でも、当事者と協議し、どちらを使うのかを明確にしたうえで、どちらを使用するにしても、社会のあり方を変えていくと言う立場で市民への啓発に努めてもらいたい。</p> | <p>現在、久留米市では、障害当事者を含む第1期久留米市障害者計画策定委員の議論を踏まえ、「社会モデル」の考え方を尊重し、法令用語に準拠して「障害」を漢字表記することで統一的に用いています。 障害の理解促進や差別解消に向けては、シンポジウムや講演会、出前講座等を実施し、啓発に努めています。ご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 (素案のとおり)</p> |
| 37 | 個人 | その他 | — | — | これから高齢化社会がくると思っており障害者支援も含め大変になると思う。今後、障害者のための事業所を久留米市から整備してほしいと思う。 | <p>ご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 (素案のとおり)</p> |
| 38 | 個人 | その他 | — | — | 障害者基幹相談支援センターの広報ページにすら、パブリックコメント募集の案内が掲載されなかったことにより、多くのコメントを収集できる機会を逸している。 | <p>素案に対する意見募集は、広報くるめ、市ホームページ（素案の動画説明を含む）、各総合支所、各市民センター、市内の障害福祉サービス事業所、市民説明会など様々な場所と媒体によってお知らせしました。 基幹相談支援センターのホームページ掲載は、次回意見募集時の検討課題とさせていただきます。 (素案のとおり)</p> |